

平成14年8月1日

杉並区長 山田 宏 殿

杉並区住民基本台帳ネットワークシステム調査会議

委員 田島 泰彦

委員 稲垣 隆一

委員 佐々木 俊尚

住民基本台帳ネットワークシステム調査会議中間報告

杉並区住民基本台帳ネットワークシステム調査会議（以下、「調査会議」という。）は、杉並区住民基本台帳に係る個人情報保護に関する条例第6条第2項及び第4項に基づく「必要な措置」について杉並区長が判断するに必要な専門的事項について調査し、助言することを目的に、杉並区長の諮問機関として発足した。

調査期間は、7月16日の要綱制定から概ね2ヶ月間とされているが、8月5日の住基ネット第一次稼働までに中間報告することを求められた。

調査会議としては短い検討期間の中ではあったが、各委員のそれぞれ専門とする分野から、既存の資料等を基に鋭意調査・検討した上で、それぞれの提出したレポートを踏まえて議論した結果、「現段階で住基ネットに接続し、送信を開始することについては大きな危惧を抱かざるを得ない」とする点で、共通認識を得た。

中間報告は、このような基本認識に基づいて作成したものである。

杉並区長においては、上記の調査会議としての危惧を十分に念頭に置き、慎重な対応をとられるよう、提言する。

なお、中間報告で指摘した諸課題については、8月末を目途に引き続き調査・検討を重ね、最終報告とする予定である。

杉並区住民基本台帳ネットワークシステム調査会議

中間報告

住民基本台帳ネットワークシステム（以下、「住基ネット」という。）は万全の個人情報保護対策を講じているとはいえ、住基ネットへの接続については、慎重に対応すべきと考えます。

理由

住基ネットには、以下のような問題がある。

I 法制度面

1. 区民の個人情報保護に対する住基ネットの脅威を区民が許容できる程度まで減じることができる個人情報保護対策と認められるためには、制度として、住基ネット全体を統括する責任者とその権限を明らかにする個人情報保護法制とセキュリティ法制と、その十分な運用に必要な人と予算の根拠が必要である。しかし、現在、かかる法制そのものが存在しない。
2. 仮運用が開始され、必要な水準を満たす個人情報保護法制もセキュリティ法制もなく、総務省告示334号や指針の実施すら危惧される状況に照らせば、そのもとで、住基ネットを稼働させることは立法者意思に反する。また、区民の基本的人権が侵害されるおそれが強く、明白で差し迫った危険があるともいえる。

II 技術・運用面

1. 住基ネットの中で最も大きな問題は住民票コードの運用であり、既存住基システムで住民票コードの交付が可能だが、多くの自治体の既存住基システムのセキュリティ度は低く、住民票コード流失の危険性がある。
2. 住基ネットシステムのセキュリティはトップレベルにあるが、その運用は各自治体の裁量に任せられている。しかし、現時点で厳格なセキュリティポリシーを確立している自治体は少なく、不正アクセスに対する対応も不十分で、将来の対策への危惧も少なくない。